

議案第2号

多古町地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統）について

多古町地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統）は、別添に定めるところによる。

令和6年6月19日

多古町地域公共交通会議
会長 平山 富子

説明

主に沿線地域への通学や通勤手段となっているジェイアールバス関東「多古本線（八日市場駅～成田駅・多古台バスターミナル～成田駅）」、「栗源線（多古台バスターミナル～佐原駅）」について、国の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の要件を満たすことから、交付を受けるために必要な地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統）を策定するものです。

本件については、今後の関係機関との協議により、主要部以外の箇所について修正となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和6年6月〇日

（名称）多古町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
多古町地域公共交通会議 令和6年2月20日 地域公共交通計画策定について協議し、承認を得た。 令和6年6月19日 計画別紙について協議し、承認を得た。
15. 利用者等の意見の反映状況
多古町地域公共交通計画策定時に下記の調査を実施し、路線バスが高校生の通学等を支えている実態が把握できたので、その結果を踏まえて本計画を作成した。 ・ 高校生アンケート調査（多古高校、わせがく高校の全生徒対象（通信制課程除く））
16. 協議会の構成員
別紙のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県香取郡多古町多古 584 番地

（所 属）多古町企画政策課

（氏 名）白鳥 智彦

（電 話）0479-76-5417

（e-mail）kikaku-seisaku@town.tako.lg.jp

令和7年度多古町地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
	ジェイアールバス関東株式会社	多古本線	八日市場・成田 (多古本町・三里塚・芝山千代田)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 匝瑳高校、多古高校等への通学手段 ・ 成田方面、匝瑳方面への通勤手段 	令和6年度と比較して収支率1%以上改善	多古町内で実施した乗車特典のキャンペーンを頻繁に出来るよう自治体と地域店舗と協力し計画する。	令和7年4月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						公共交通を維持していくため、各自治体広報誌にバスの利用促進記事を掲載してもらえよう働きかける。	令和7年4月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						ホームページで、路線図・時刻表など路線バスに関する情報提供を実施する。	令和6年10月以降実施	多古町
						町内イベント等において路線バスの乗り方教室を開催する。	令和6年10月以降実施	多古町
						中学・高校生等に対し、バス路線の情報を掲載したリーフレットを配布する。	令和7年2月以降実施	多古町
						イベント等に絡めて観光利用のモデルコースを設定・広報し、需要を喚起する。	令和7年4月以降実施	多古町
						学生に対しバスの時刻表や定期券等の情報を記載したチラシを配布する。	令和7年4月以降	ジェイアールバス関東株式会社
	ジェイアールバス関東株式会社	栗源線	多古台バスターミナル・佐原 (高根)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐原高校や多古高校等への通学手段 ・ 県立佐原病院、栗源病院、国保多古中央病院への通院手段 ・ 沿線住民の JR 佐原駅、多古台バスターミナル等交通結節点への交通手段 	令和6年度と比較して収支率1%以上改善	当社 HP 内の路線沿線情報を活用し、利用促進に努めていく。	令和7年4月以降	ジェイアールバス関東株式会社
						ホームページで、路線図・時刻表など路線バスに関する情報提供を実施する。	令和6年10月以降実施	多古町
						町内イベント等において路線バス乗り方教室を開催する。	令和6年10月以降実施	多古町
						中学・高校生等に対し、バス路線の情報を掲載したリーフレットを配布する。	令和7年2月以降実施	多古町
						イベント等に絡めて観光利用のモデルコースを設定・広報し、需要を喚起する。	令和7年4月以降実施	多古町

ジェイアールバス関東株式会社	多古本線	多古台バスターミナル・成田(三里塚)	<ul style="list-style-type: none"> ・多古高校等への通学手段 ・成田方面への通勤手段 	令和6年度と比較して収支率1%以上改善	多古町内で実施した乗車特典のキャンペーンを頻繁に出来るよう自治体と地域店舗と協力し計画する。	令和7年4月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
					公共交通を維持していくため、各自治体広報誌にバスの利用促進記事を掲載してもらえるよう働きかける。	令和7年4月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
					ホームページで、路線図・時刻表など路線バスに関する情報提供を実施する。	令和6年10月以降実施	多古町
					町内イベント等において路線バスの乗り方教室を開催する。	令和6年10月以降実施	多古町
					中学・高校生等に対し、バス路線の情報を掲載したリーフレットを配布する。	令和7年2月以降実施	多古町
					イベント等に絡めて観光利用のモデルコースを設定・広報し、需要を喚起する。	令和7年4月以降実施	多古町

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

7年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
多古町	ジェイアールバス関東 株式会社	(1) 多古本線	7,799.00	
	ジェイアールバス関東 株式会社	(2) 栗源線	5,607.00	
	ジェイアールバス関東 株式会社	(3) 多古本線	4,368.00	
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			17,774.00	

- (注)
1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
 2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)
「令和7年度、令和8年度については、令和6年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

事業者名	ジェイアールバス関東株式会社	7年度
------	----------------	-----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	km					経常収支率	%

R5年度

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	km					経常収支率	%

R4年度

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	km					経常収支率	%

R3年度

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
千葉	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

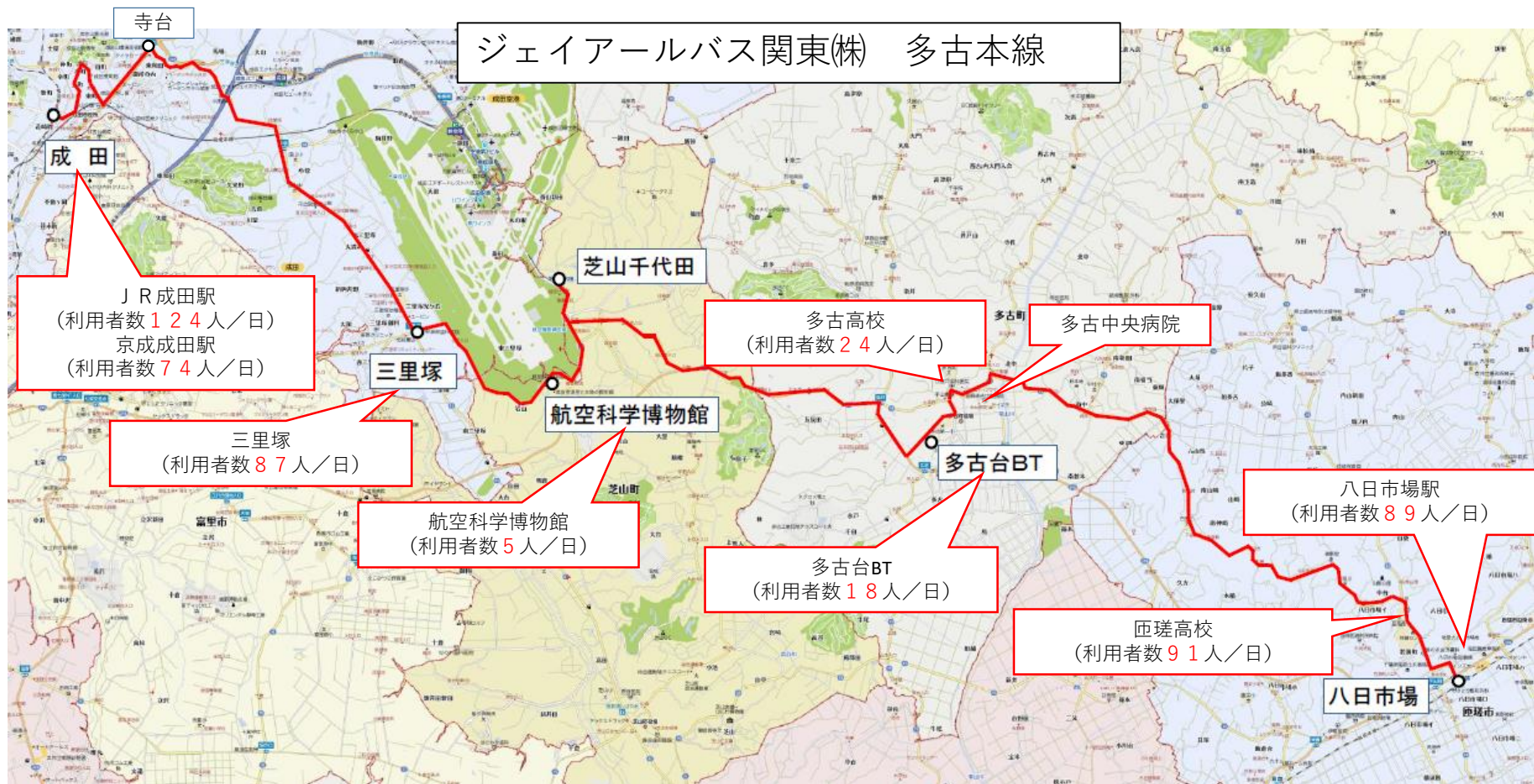
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
千葉	円 銭	472.円71銭	472.円71銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カ×コ 内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	往Km			復Km	往Km		復Km	往Km		
千葉	第1号		多古本線	八日市場駅	多古・三里塚・芝山千代田	成田駅	365日	1,095回(3)	5.8	17.4人	往35.4Km 復35.7Km	35.5Km	往Km 復Km	0.0%	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	0.0%	100.000%
	第2号		栗源線	多古台バスターミナル	高根	佐原駅	365日	1,794回(4.9)	3.1	15.1人	往23.8Km 復24.2Km	24.Km	往Km 復Km	0.0%	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	0.0%	100.000%
	第3号		多古本線	多古台バスターミナル	三里塚	成田駅	365日	1,278回(3.5)	6.1	21.3人	往24.Km 復23.5Km	23.8Km	往Km 復Km	0.0%	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	0.0%	100.000%
合計		系統					()				83.3Km		往Km 復Km		往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カー=ヨ-タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f					
千葉	第1号		100%	77,854.5 km	36,802,600円	272.円36銭	38,689,587円	154,664.5km	250.円15銭	45,269,890円	154,769.8km	292.円49銭	42,504,442円	154,875.1km	274.円44銭	21,204,451円	15,598,149円	16,561,170円	15,598,149円
	第2号		100%	86,112.0 km	40,706,003円	181.円80銭	16,918,443円	91,871.6km	184.円15銭	17,767,280円	91,871.6km	193.円39銭	15,440,095円	91,967.2km	167.円88銭	15,655,161円	25,050,842円	18,317,701円	18,317,701円
	第3号		100%	60,772.5 km	28,727,768円	328.円95銭	6,745,602円	42,026.km	160.円51銭	8,895,224円	28,785.km	309.円02銭	14,916,154円	28,832.5km	517.円33銭	19,991,113円	8,736,655円	12,927,495円	8,736,655円
合計				224,739.0 km	106,236,371円		62,353,632円	288,562.1km		71,932,394円	275,426.4km		72,860,691円	275,674.8km		56,850,725円	49,385,646円	47,806,366円	42,652,505円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×ミなし運行回数 ①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
千葉	第1号		15,598,149円	15,598,149円		15,598千円	7,799.0千円			7,799,000円	67.57%	0円	0.0%						
	第2号		18,317,701円	18,317,701円	11,214,918円	11,214千円	5,607.0千円			5,607,000円	23.77%	6,733,141円							
	第3号		8,736,655円	8,736,655円		8,736千円	4,368.0千円			4,368,000円	59.92%	0円	0.0%						
合計			42,652,505円	42,652,505円	11,214,918円	35,548千円	17,774千円			17,774,000円	41.9%	6,733,141円							



ジェイアールバス関東(株) 多古本線

